

旭川医科大学病院DPCコーディング専門部会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年9月18日病院長裁定)

旭川医科大学病院DPCコーディング専門部会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院DPCコーディング専門部会細則（平成20年12月10日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 包括医療制度適用の各診療科の病棟医長(2) 薬剤師のうちから 1人(3) 経営企画課の包括医療分析を担当する係長(4) <u>医事課</u>の包括医療請求を担当する係長(5) 診療情報管理士のうちから 1人(6) その他病院長が必要と認めた者 若干人 <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 部会の庶務は、<u>医事課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(略)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 包括医療制度適用の各診療科の病棟医長(2) 薬剤師のうちから 1人(3) 経営企画課の包括医療分析を担当する係長(4) <u>医療支援課</u>の包括医療請求を担当する係長(5) 診療情報管理士のうちから 1人(6) その他病院長が必要と認めた者 若干人 <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 部会の庶務は、<u>医療支援課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p>

この細則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。